

## □加美町育英事業の概要について

### 1. 貸付けの対象

加美町育英資金貸付基金条例の第4条で、「育英資金は本町に住所を有する高等学校及び大学並びに大学院生又はこれと同程度の学校の奨学生に対して貸し付けるものとする」と規定されています。

### 2. 貸付けを受ける者の条件

「加美町育英資金貸付基金条例に次のように規定されています。

(貸付けを受ける者の条件)

第5条 育英資金の貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 学業成績が極めて優秀にして経済的理由により修学困難な者
- (2) 身体強健で、校長の推薦を受けた者

2 町長は、特別の事情があると認めるときは、前項各号の規定にかかわらず、貸付けをすることができる。

### 3. 学資金の額

高等学校または同程度の学校の奨学生	月額 20,000 円
大学またはこれと同程度の学校の奨学生（短大・専門学校）	月額 40,000 円
大学院の奨学生	月額 50,000 円

### 4. 貸与期間

正規の修業期間内	高等学校 3 年	短大・専門学校 1 ~ 3 年
	大学 4 ~ 6 年	大学院 2 年

### 5. 学資金の総額

例) 大学 4 年間の場合 月額 40,000 円 × 12 か月 × 4 年 = 1,920,000 円

### 6. 償還（返済）

- ・各学校卒業後 1 年間は据え置きで 2 年目より償還開始
  - ・利子は無利子
  - ・貸付総額を 10 年間で償還（返済）
  - ・返済方法は、月額払い、半年払い、年払いから選択
- 例) 大学 令和 8 年度～11 年度（4 年間） 貸付総額 1,920,000 円  
 償還（返済）令和 13 年 4 月～令和 23 年 3 月まで（10 年間）  
 月額払い 16,000 円 半年払い 96,000 円 年払い 192,000 円

### 7. 申請時に必要な書類関係（以下の①～⑦までの書類関係が必要になります）

- ①育英資金貸与願書
- ②在学証明書 高校であれば中学校、大学であれば高校または予備校（学校の書式でも可）
- ③育英貸与生推薦書 校長からの推薦書になるので学校に依頼
- ④家族構成調書
- ⑤納税証明書 令和 7 年度 連帯保証人と保証人のもの各 1 通

- ⑥所得証明書 令和7年度所得証明（令和6年分）  
家族全員のものが必要（ない場合は非課税証明書）  
⑦成績証明書 在籍している学校または卒業した学校に依頼  
※別紙「申請時の提出書類の留意事項」をご覧ください。

## 8. 育英奨学生選考会

3月下旬に加美町育英事業運営委員会で選考が行われ、加美町育英奨学生として決定します。選考基準は、前述2の「貸し付けを受ける者の条件」が基本となります。

## 9. 奨学生決定後に必要な書類

決定者には奨学生決定通知書を送付します。通知受取後、下記書類を提出してください。

- ①育英資金貸与誓約書 本人、連帯保証人、保証人（自筆）  
印 連帯保証人・保証人は実印  
②印鑑証明書 連帯保証人と保証人各1通  
③育英事業奨学生口座振替依頼書 本人、連帯保証人  
④在学証明書 進学校の在学証明書  
⑤作文（800字程度）

## 10. 学資金の交付期日（振込期日）

4月、7月、10月、1月の25日に、3か月分をまとめて指定口座に振り込みます。25日が土・日・祝日の場合は前日になります。

## 11. 貸付期間終了後の提出書類

所定の貸付期間が終了し、1年据え置き後に次の書類を送付します。

届きましたら期日までに提出してください。

- ①奨学資金借用書 返済方法を記入  
本人・連帯保証人・保証人欄は自筆  
本人は認印、連帯保証人・保証人の印は実印  
②印鑑証明書 連帯保証人・保証人のものを各1通  
③返済方法調査票 送付先、返済方法を記載（月賦・半年賦・年賦・一括）

## 12. 償還（返済）について

所定の貸付期間終了後、2年目から償還（返済）が開始します。町が発行する納付書で、銀行・JA（郵便局不可）等で納入ください。

銀行口座からの自動引き落としは行っていません。

## 13. 令和8年度奨学生の申請期間

令和8年2月5日（木）～同2月25日（水）※土・日・祝除く

〈問い合わせ〉  
加美町教育委員会  
教育総務課 担当 清水  
TEL 0229-69-5112